

協議第11号

特別職の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

| 協議項目 | 12 特別職の身分の取扱い |
|--|---------------|
| <p><u>1</u> 1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。</p> <p><u>2</u> 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p><u>3</u> 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p><u>4</u> 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p><u>5</u> その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</p> | |

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

| 協議項目 | 12 特別職の身分の取扱い | |
|-------|---|---|
| 調整の内容 | 決定済 | 再々提案 |
| | <p>1 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</p> | <p>1 1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。</p> <p>2 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p>3 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</p> |

| 区分 | 現況 | | 調整の具体的内容 | |
|--------|--|---|--|---|
| | 幕別町 | 忠類村 | 決定済 | 再提案 |
| 常勤の特別職 | 1 常勤の特別職 特別職の給料 町長 872,000円/月 助役 711,000円/月 収入役 629,000円/月 教育長 629,000円/月 期末手当 支給率 6月期末手当 100分の210 12月期末手当 100分の230 加算率 町長、助役、収入役、教育長 15% 寒冷地手当 一般職の職員の例による 退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による その他の手当 なし | 1 常勤の特別職 特別職の給料 村長 800,000円/月 助役 643,000円/月 収入役 助役兼掌 教育長 574,000円/月 期末手当 支給率 6月期末手当 100分の210 12月期末手当 100分の230 加算率 該当なし 寒冷地手当 一般職の職員の例による 退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による その他の手当 なし | 1 常勤の特別職 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。 | 1 常勤の特別職 <u>1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。</u> 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。 |